

生駒市 鹿ノ台地区防災計画

平成 28 年（2016年）6月

鹿ノ台自主防災会

目 次

| | |
|----------------------|---|
| 1. 鹿ノ台地区防災計画の基本的な考え方 | 1 |
| 2. 地区防災計画の対象地区と策定主体 | |
| (1) 計画の対象地区 | 2 |
| (2) 計画の策定主体 | 2 |
| 3. 地区の特性と予想される災害 | |
| (1) 地区の特性 | 3 |
| (2) 予想される災害 | 3 |
| 4. 活動内容 | |
| (1) 平常時の取り組み | 4 |
| (2) 非常時の取り組み | 4 |
| (3) 災害時要援護者等に対する避難支援 | 5 |
| 5. 地区の具体的な防災対策 | |
| (1) 防災体制 | 6 |
| (2) 活動体制 | 7 |

※ 以下、(3)～(8)の事項は、別冊「行動マニュアル」に記載

- (3) 役員連絡網（28年度）
- (4) 防災関連施設
- (5) 防災資機材等
- (6) 地域版防災マップ
- (7) 地区防災訓練の実施
- (8) 防災資機材、器具等の点検

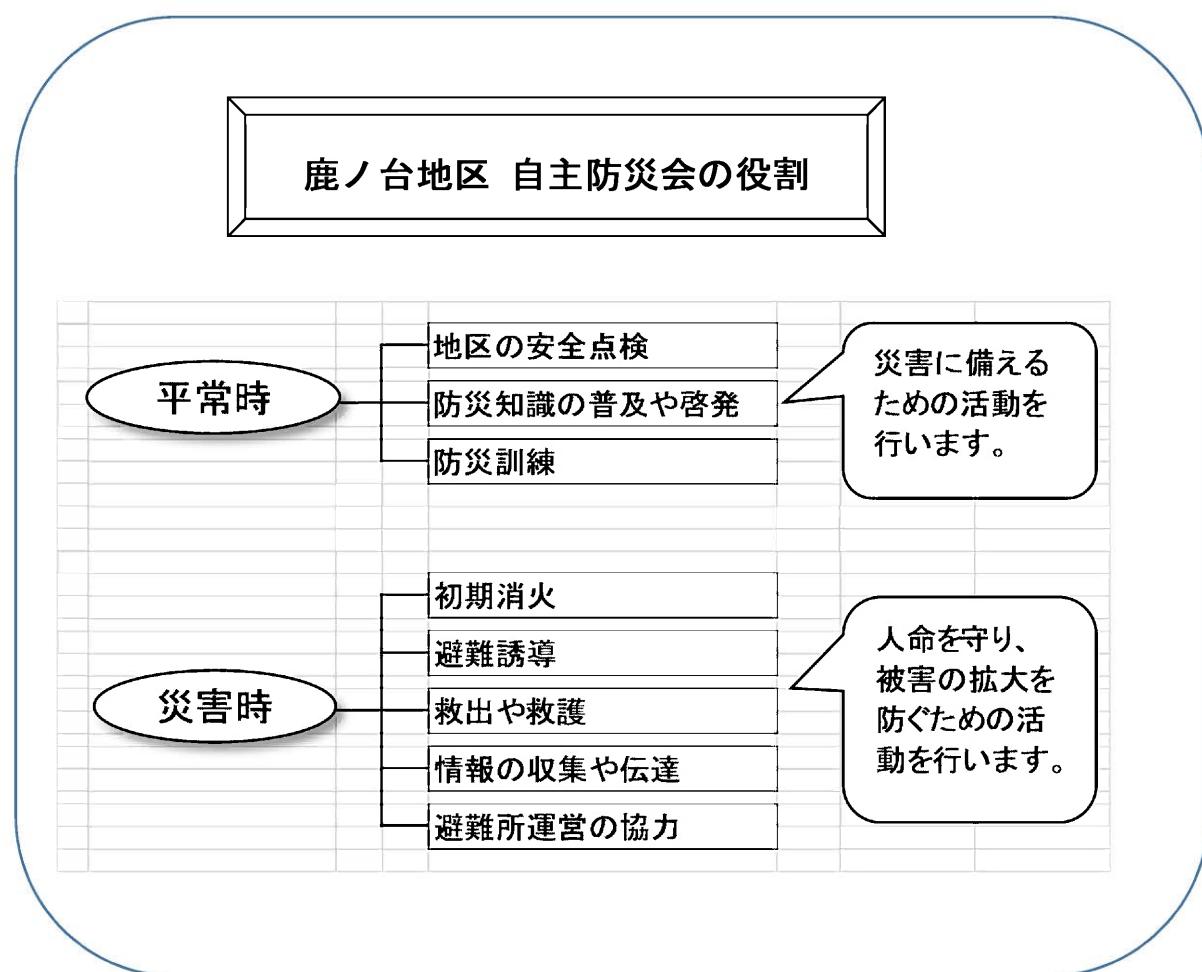
1. 鹿ノ台地区防災計画の基本的な考え方

大きな災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。また、鹿ノ台地区は、市庁舎のある市中地から遠隔にあるため、公的機関の対応や支援が届きにくくなることも懸念されます。そのような事態に備えて、当地区の自主防災会と各自治会の役員などが率先して対処する仕組みを用意しておくことが大切です。

近年に発生した阪神淡路大震災(7年)、東日本大震災(23年)や熊本地震(28年)などにおいては、地区住民が自発的に救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

また、被災後の避難所生活が長引く場合にも、地区住民が助け合って、さまざまな困難を乗り越えなければなりません。つまり、「自分たちの地区は自分たちで守る」という「自助」「共助」・「近助」の心構えを持ち、災害に強い街づくりのための取り組みを進める必要があります。

この取り組みを計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、その行動の規範としての「鹿ノ台地区防災計画」を定めることにします。そして、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」「共助」・「近助」の役割を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組んでいきます。



2. 計画の対象地区と策定主体

(1) 計画の対象地区

「鹿ノ台地区防災計画」は、次表の地区を対象として定めます。

| | | |
|--------|------|-----|
| 生駒市鹿ノ台 | 東1丁目 | 全世帯 |
| // | 東2丁目 | // |
| // | 東3丁目 | // |
| // | 西1丁目 | // |
| // | 西2丁目 | // |
| // | 西3丁目 | // |
| // | 南1丁目 | // |
| // | 南2丁目 | // |
| // | 北1丁目 | // |
| // | 北2丁目 | // |
| // | 北3丁目 | // |

※対象地区は、別冊「鹿ノ台の自主防災活動『行動マニュアル』」参照。

(2) 計画の策定主体

「鹿ノ台地区防災計画」は、「鹿ノ台自主防災会」が主体となって定めます。

| 団体名称 | 所 在 | 構成世帯 |
|----------|-----------------------------|---|
| 鹿ノ台自治連合会 | 生駒市鹿ノ台南2丁目3-5 鹿ノ台いきいきホール | 下記の 11 の各自治会を構成する会員世帯 ・東1丁目～3丁目 ・西1丁目～3丁目 ・南1丁目～2丁目 ・北1丁目～3丁目 |
| 鹿ノ台自主防災会 | // | 地区内の全世帯 |

※鹿ノ台自主防災会の「位置付け」は、当会「規約 第4条」参照。

3. 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

ア) 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風 に対する特性

- 鹿ノ台地区の住宅のほとんどは、山田川面からの比高10m以上にあり、規模の大きな水害は少ないと予想されます。しかし、東1丁目の12ブロック・南2丁目の32ブロック・幹線進入道路の「東1丁目バス停」付近は、比高が小さいので、局地的豪雨による浸水や通行不能になる可能性があります。特に、国道163号線に架かる「両国橋」付近で山田川に権田川が合流するため、滞留した場合が心配されます。

イ) 地震 に対する特性

- 当地区は、昭和40年代に土地区画整理事業によって開発された、面積約1.2km² 約3千世帯・7千人超え（平成28年4月現在）が居住する閑静な住宅地です。しかし、旧耐震基準のままの住宅も多いのではないかと懸念されます。（現在、未確認）また、高齢化率が高くなり、大地震による被害への備えが急務です。

ウ) 暴風（竜巻など） に対する特性

- 当地区は台形に造成され、全体的に南側に傾斜し、地区内は北に向かって結構急な坂道となっています。これは、南の方角からの暴風を正面に受けやすい地形です。

(2) 予想される災害

ア) 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風 により、次のような被害が想定されます。

- 山田川の氾濫、橋の損壊（鹿ノ台地区への進入道路2本に架かるによる橋）
- 山田川の氾濫によって、国道163号線が通行不能になること
- 局地的豪雨の場合、山田川面からの比高の小さいブロックにおける浸水
- 鹿ノ台地区周囲の傾斜面が崩壊すること
- 地区内に降った雨が、南に向かって流れ下り、側溝や下水管から溢れたり、東1丁目バス停付近に集中すること

イ) 地震 により、次のような被害が想定されます。

- 家屋の倒壊や火災、地区周囲の傾斜面の崩壊すること
- 鹿ノ台地区への進入道路に架かる橋の欠損すること
- 道路の陥没や亀裂、敷地決壊等による「危険」家屋の発生すること

ウ) 暴風（竜巻など） により、次のような被害が想定されます。

- 家屋や電柱、街路樹・庭木の倒壊すること

4. 活動内容

(1) 平常時の取り組み

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア) 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ) 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ) 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に活躍します。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

エ) 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

(2) 災害時の取り組み

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア) 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区的被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ) 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

ウ) 避難誘導活動

地区住民を安全な避難場所などへ誘導します。

工) 救出・救護活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救護活動を行います。

才) 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当てをして、救護所へ搬送します。

力) 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 災害時要援護者等に対する避難支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（災害時要援護者）です。こうした災害時要援護者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

この取組を着実に進めるため、「生駒市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、個別支援計画等を定めることが重要です。

ア) 災害時要援護者の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ) 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や災害時要援護者には、思いやりの心を持って接します。

ウ) 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に災害時要援護者とのコミュニケーションを図ります

5. 地区の具体的な防災対策

(1) 防災体制

| 組織名称等 | | 地区の状況 | | | |
|---|-------------------------|--|--|---------|--|
| 鹿ノ台地区 | | 世帯数：3,022（世帯） 人口：7,400（人） (平成28年4月1日現在) | | | |
| 1. 鹿ノ台自主防災会 の体制 ※本会規約 第12・13・ 14条に関連 | 役員名（人数） | | 選出方法 | | |
| | 本部長（1） | | 代表者会議で選任 | | |
| | 副本部長（1） | | 〃 | | |
| | 運営役員（1） | | 自治連合会長 | | |
| | 〃（1） | | 自治連合会副会長（防災担当） | | |
| | 事務局長（1） | | 当会、本部長・副本部長が任命 | | |
| | 書記・会計（各1） | | 〃 | | |
| | 事務局員（若干名） | | 事務局長が任命 | | |
| | 各班長（5） | | 委員会・団体等の代表者 | | |
| 副班長（40数名） | | 各自治会長・副会長・評議員、クラブ等代表 | | | |
| 2. 避難場所等 | 類別 | | 施設名 | 電話番号 | |
| | ①一時避難場所 (地区指定：避難中継所) | | スポーツ公園（東地区） かしのき公園（西地区） 相模公園（南地区） イチョウ公園（北地区） 木蓮寺公園（北地区） 北公園（北地区） | | |
| | ②指定緊急避難場所 | | 鹿ノ台小学校・鹿ノ台中学校・鹿ノ台ふれあいホール | | |
| | ③避難経路 | | ※「行動マニュアル」の「5. 防災マップ」の通り | | |
| | ④指定避難所 | 鹿ノ台小学校 | | 78-6282 | |
| | | 鹿ノ台中学校 | | 78-7231 | |
| | | 鹿ノ台ふれあいホール | | 78-7966 | |
| 3. 緊急時の連絡先 ※「行動マニュアル」の 「資料④」に記載 | | 連絡先 | 電話番号 | | |
| 4. その他（特記事項） | | | | | |

(2) 活動体制

《自主防災会》

◇ 班編成二役員（担当者）と役割

()人数：平成 28 年度

| 班 名 | 役 員 (担当者) | 平常時の役割 | 非常時の役割 |
|------------|--|----------------------|---|
| 本部（総務・事務局） | 本 部 役 員 (2) 事 務 局 員 (8) | ○全体調整 ○関係機関との事前調整 | ○全体調整 ○関係機関との調整 ○被害・避難状況全体把握 |
| 情報班 | 班 長：地域安全推進委員会代表 (1) 副班長：各自治会会長 (11) | ○啓発・広報 | ○公共機関等からの情報収集・伝達 |
| 消火班 | 班 長：青年団代表 (1) 副班長：自治会防災担当者 (3) クラブ等の代表 (6) | ○器具の整備・点検 | ○消火器、バケツリレーなどによる初期消火 |
| 避難誘導班 | 班 長：E C O K A 委員会代表 (1) 副班長：自治会防災担当者 (3) クラブ等の代表 (3) | ○避難経路の点検 | ○住民の避難誘導 ※「非常時マニュアル」に沿って、災害時要援護者に対応する。 |
| 救出救護班 | 班 長：青色防犯パトロール委員会代表 (1) 副班長：自治会防災担当者 (3) クラブ等の会代表 (3) | ○資機材・器具の整備・点検 | ○負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送 ※「非常時マニュアル」に沿って、災害時要援護者に対応する。 |
| 給食給水班 | 班 長：民生・児童委員協議会代表 (1) 副班長：自治会防災担当者 (2) クラブ等の代表 (11) | ○器具の整備・点検 | ○炊き出し等の給食・給水活動 |

<役員人数=約60名+2名>…………「+2名」は、自治連合会運営役員を指す。

※「平常時の体制」「非常時の体制」に関する組織図は、「行動マニュアル」等に記載しています。
※当該年度の各自治会評議員全員は、副班長格で、各班に所属する。(ただし、「役員」でない。)

以下の事項に関しては、別冊「行動マニュアル」に記載しています。

- (3) 役員連絡網（28年度）
- (4) 防災関連施設
- (5) 防災資機材等
- (6) 地域版防災マップ
- (7) 地区防災訓練の実施
- (8) 防災資機材、器具等の点検

附記 ① 本地区防災計画は、平成29年〇月〇日に承認され、発効した。

当地域においては、近い将来、当地域の近くを走る生駒断層帯、奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯などを震源とする大規模地震が発生する恐れがあると予測されている。

このような大規模な地震やその他の災害が発生した場合（以下「非常時」という）、被害を最小限に止めるには、住民相互の共助の精神の基で、地域の防災力を高めておく必要がある。

自主防災の基本は、「自分の身は自分で守る」ことと、災害弱者といわれる人達を、住民の力を結集して守ることである。

本規約は、鹿ノ台地域の住民が所属する各自治会、鹿ノ台自治連合会、各種委員会、文化クラブ、体育クラブなどと連携し、自主防災会を組織して地域の連帯感を高め、行政機関との関連を深めながら、災害に強い居住環境創りを目指す

ものである

以下、本規約では、非常時を想定しつつ、平常時の備えや活動について定める。

（名称と会員）

第 1 条 この会は、鹿ノ台自主防災会（以下「本会」という）と称し、鹿ノ台地区の全住民を会員とする。

（本会の所在地）

第 2 条 本会の所在地は、鹿ノ台自治連合会事務所内とする

（目的）

第 3 条 本会は、住民隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、大規模な地震やその他の災害（以下「地震など」という）による被害の防止と、その軽減を図ることを目的とする。

（位置付け）

第 4 条 本会は、鹿ノ台 11 自治会や鹿ノ台自治連合会との連携を基本とし、地域の防災力を結集する組織として位置付ける。

（事業）

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 地震などに対する予防に関すること。
- ③ 地震などによる非常事態の発生を想定した情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水などの応急対策に関すること。
- ④ 前号に関する訓練に関すること。
- ⑤ 資機材などの整備に関すること。
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

（平常時の組織）

第 6 条 平常時における本会の組織は、
（別紙 1）の通りとする。

（非常時の体制）

第 7 条 非常時における体制は、
（別紙 2）のように定め、不断の備えに努める。

（役員）

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- ① 本部役員（本部長、副本部長）
- ② 事務局員（事務局長、書記、会計、事務局員複数名）
- ③ 運営役員数名（自治連合会長、防災担当役員、他）
- ④ 班長 各班 1 名
- ⑤ 副班長 各班に複数名

（本部の構成と役員の任期）

第 9 条 本部は、本部役員と事務局員で構成する。

- 2. 本部役員と事務局員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

（本部の任務）

第 10 条 本部では、地域の関係機関・団体と連携協力し、第 5 条に定める事業を推進する。

（班の設置）

第 11 条 本会に、以下の班を設置する。

- ① 情報班
- ② 消火班
- ③ 避難・誘導班
- ④ 救出・救護班
- ⑤ 給食・給水班

（本部役員と事務局員の選任・任命）

第 12 条 本部の各役員選任・任命・就任は、以下の項に従うものとする。

- ① 本部長、副本部長は、次の手続きを経て選任される。
 - ア) 本部長・副本部長候補者は、事務局から推薦され、代表者会議に付される。
 - イ) 代表者会議で、出席者の過半数の賛成をもって選任される。
- ② 事務局長、書記、会計は、新しい本部長が副本部長と相談の上、任命する。
- ③ 事務局員は、事務局長が任命する。

（運営役員の就任）

第 13 条 運営役員には、自治連合会長、自治連合会防災担当役員が就任する。

- 2. 前条の他に、本部役員が要請する者を、運営役員に就けることができる。

（班長、副班長の就任）

第 14 条 各班長、副班長の就任は、以下の項に従うものとする。

- ① 各班長の就任

- ア) 情報班長は、地域安全推進委員会の代表が就任する。
 - イ) 消火班長は、青年団の代表が就任する。
 - ウ) 避難・誘導班長は、EKOCA委員会の代表が就任する。
 - エ) 救出・救護班長は、青色防犯パトロール委員会の代表が就任する。
 - オ) 給食・給水班長は、地区民生・児童委員の代表が就任する。
- ② 各副班長の就任
- ア) 情報班においては、各自治会長が就任する。
 - イ) 前項以外の班においては、当該班に所属する文化・体育クラブの代表、及び各自治会防災担当副会長が就任する。

(顧問の設置)

- 第 15 条 本部の意向により、別に複数名の顧問を置くことができる。
- ① 顧問は、本部長が任命する。
 - ② 顧問は、要請に応じて、各会議で助言することができる。ただし、議決権を持たない。
 - ③ 任期は1年とし、再任は妨げない。

(会計監査役の設置)

- 第 16 条 本会に、会計監査役を置く。
- ① 会計監査役は、代表者会議で決定する。
 - ② 任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の任務)

- 第 17 条 役員は、以下の項に従うものとする。
- ① 本部長は、本会を代表して会務を統括し、非常時においては活動の指揮命令を行う。
 - ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時、その職務を代行する。
 - ③ 事務局長は、本会の諸務を掌握し、実践的活動の企画、啓発などの推進をつかさどる。また、本部長・副本部長に事故ある時、その職務を代行する。
 - ④ 事務局員は、事務局において、本会の事務・運営・物品管理など、諸般の業務を分担して推進する。
 - ⑤ 各班の班長は、それぞれ機能別組織の長としての任務に当たる。
 - ⑥ 各副班長は、班長を補佐する。
 - ⑦ 各部署の任務や役割は、<別紙3>の通りとする。

(班員の役割)

- 第 18 条 本会の各班に所属する班員は、非常時に、当該班長の指示のもとで、その役割を担うものとする。

(会員の任務)

- 第 19 条 会員は、本会での決定事項や指示を順守するものとする。

(会議)

- 第 20 条 本会に代表者会議、運営会議、事務局会議、その他を置く。

(代表者会議)

- 第 21 条 代表者会議は、本部役員、運営役員、事務局員、各班長、各副班長で構成する。

- ① 代表者会議は、本部長が招集する。
- ② 代表者会議では、下記の事項を協議する。
 - 1) 活動計画、活動報告
 - 2) 予算計画、決算報告、会計監査報告
 - 3) 規約改正に関すること
 - 4) その他、運営会議や事務局会議で、代表者会議において協議すると決定した事案
 - 5) 代表者会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を得て決する。

(運営会議)

- 第 22 条 運営会議は、本部役員、運営役員、事務局長、各班長、その他で構成する。

- ① 運営会議は、本部長が招集して、適宜開催する。
- ③ 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を得て決する。

(事務局会議)

- 第 23 条 事務局会議は、本部役員、自治連合会防災担当役員、事務局員、若干名の出席要請者で構成する。

- ① 事務局会議は、本会の事業推進の必要に応じ、適宜開催する。
- ② 事務局会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を得て決する。

(地区防災計画)

- 第 24 条 本会は、第3条に定める目的を遂行するため、地区防災計画を作成する。

(会費と経費)

- 第 25 条 本会の会費や運営に関する経費は、鹿ノ台自治連合会よりの助成金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第 26 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

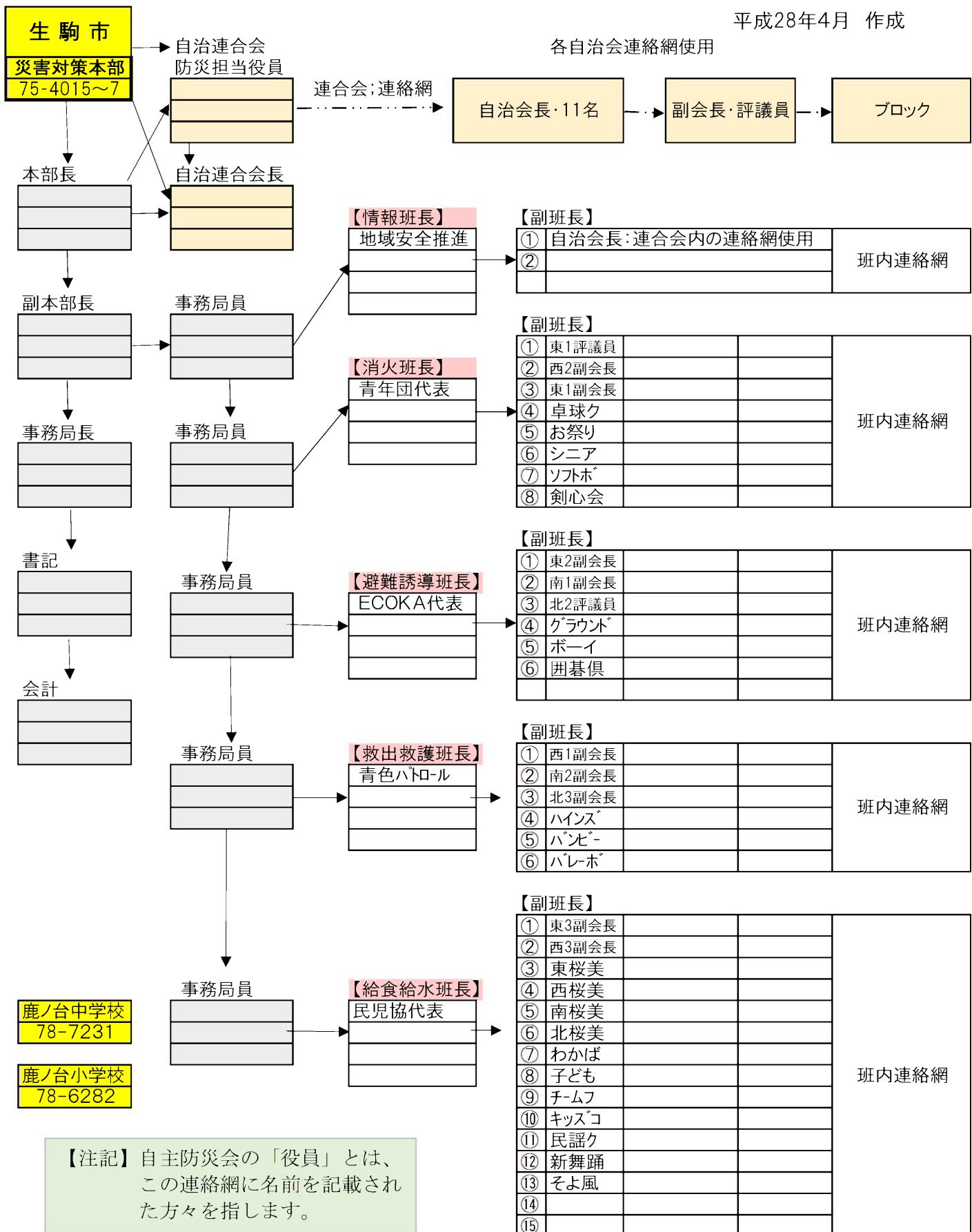
(その他)

- 第 27 条 本規約に定めのない事項については、事務局会議で協議して決める。

付 則 本規約は、平成23年3月25日から実施する。

付 則 本規約は、平成26年4月1日から実施する。

付 則 本規約は、平成27年4月1日から実施する。



資料 ③

避難所（鹿ノ台中・小学校）の「かぎ」保管者

平成28年4月10日現在

| 氏名 | 住所 | 電話 | 所属 |
|-----------------|--------|---------|--------------|
| 【鹿ノ台中学校】 | | | |
| | 南2-16 | 78-7231 | 中学校 校長 |
| | | | 自主防災会 本部長 |
| | | | 自治連合会 会長 |
| | | | 自主防災会 情報班長 |
| 【鹿ノ台小学校】 | | | |
| | 西1-5-2 | 78-6282 | 小学校 校長 |
| | | | 自主防災会 事務局長 |
| | | | 自治連合会 防災担当役員 |
| | | | 自主防災会 避難誘導班長 |

資料 ④

避難所周辺の緊急連絡先

| | | |
|-------|--------------------|-----------------|
| ① 病院 | 米田医院（内科、胃腸、小児） | ☎ 0743-78-6332 |
| | 鹿ノ台クリニック（内科） | ☎ 0743-78-5681 |
| | まつお内科 | ☎ 0742-52-8551 |
| | 河原整形外科 | ☎ 0742-44-1795 |
| ② 消防署 | 消防署 北分署 | ☎ 0743-79-0119 |
| | | ☎ |
| ③ 警察 | 生駒警察署 | ☎ 0743-74-0110 |
| | 鹿ノ台交番 | ☎ 0743-78-7677 |
| ④ 電気 | パナック イトウ | ☎ 0743-78-2790 |
| | ニジ電化 | ☎ 0743-78-6337 |
| | 関西電力奈良営業所 | ☎ 0800-777-8052 |
| ⑤ ガス | 大阪ガス北東部（ガス漏れ専用） | ☎ 0120-519-424 |
| | 大阪ガス リビング（お客様センター） | ☎ 0120-594-817 |
| ⑥ 上水道 | 水道事業 事務所 | ☎ 0743-79-2800 |
| | | ☎ |

※その他の電話番号は、自治連合会発行「会員名簿」(p.145) 等をご参照ください。